

帯広市の税金・料金が スマートフォンアプリで 納付できます！



1 対象の税・料金

①市道民税（普通徴収） ②固定資産税・都市計画税 ③軽自動車税（種別割） ④国民健康保険料（普通徴収） ⑤介護保険料（普通徴収） 収納課 ☎ 65 - 4 1 2 5	⑥市営住宅使用料 ⑦市営住宅駐車場使用料 住宅営繕課 ☎ 65 - 4 1 9 0
	⑧保育料 こども課 ☎ 65 - 4 1 5 8
	⑨上下水道料金 料金課 ☎ 65 - 4 2 1 3

2 対象となるスマホアプリ

PayPay請求書払い	LINE Pay請求書支払い
au PAY（請求書支払い）	銀行Pay（ゆうちょPayなど）
楽天銀行コンビニ支払サービス	PayB

3 利用方法



（裏面に注意事項について記載しています）

【ご利用の際の注意事項】

- 1 令和4年4月1日以降に発行した納付書が対象となります。（下図を参照）
- 2 金額が30万円を超えている納付書は利用できません。
- 3 バーコードが印字されている納付書のみ利用できます。
- 4 口座振替を利用している場合は、スマホ決済アプリを利用した納付はできません。
- 5 納付書1枚ごとに納付手続きが必要です。
- 6 スマホ決済アプリを利用して納付した場合、納付書を見ても納付済みであることを確認できません。二重に納付しないようご注意ください。（ご自身で余白などに納付済みである旨を記載するなど、納付済みであることが分かるように管理してください）

図「利用可能な納付書」



↑ 利用可能な納付書には
【CVS等収納用】と記載されています

【領収書・納税証明・納入証明について】

領収書について

スマホ決済アプリを利用した場合、領収書は発行されません。領収書が必要な場合は納付書裏面に記載されている金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。

市税の納税証明・上下水道料金の納入証明について

スマホ決済アプリからの納付を確認できるまでに2週間程度かかる場合があります。納税証明は、納付情報が確認できた日以降にしか発行できませんのでご注意ください。

お急ぎの場合は納付書裏面に記載の金融機関やコンビニエンスストアで納付後、領収書を持参の上、市役所税証明窓口（水道料金は料金課）で取得してください。

軽自動車税（種別割）の納税証明について

スマホ決済アプリから軽自動車税を納付した場合、納付書に添付の軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）の利用はできませんのでご注意ください。